

第 10 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年4月12日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（23名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広	7 番 小松崎 陽 子
8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃
11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代
14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕
17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己
20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一
23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基	

欠席委員（1名）

4 番 市 村 正 司

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	岩 間 雅 徳
次 長 補 佐	海 野 尚 史	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農用地利用最適化推進委員の辞任の同意について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第 4 号 農地改良協議に対する同意について

報告第 5 号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、貴重な開会前のお時間をいただきまして、4月1日付の人事異動による事務局の異動があった職員につきましてご紹介させていただきます。

お手元にA4の人事異動についてという1枚の紙があると思うのですが、それにのっとってご説明させていただきます。

まず一番上、3月31日付をもちまして退職者が1人おりました。農政係主幹の青木が再任用の任期満了に伴いまして退職となっております。青木につきましては、今、療休で1人職員が休んでいますので、その代わりに4月1日から来ていただいております。

次に、役職定年、これが今年度から始まりましたので、3月31日付で久米次長が役職定年ということで、4月1日からは農政係に配属になって勤めていただいております。

続きまして、転出者でございます。こちらは、農政係の増田係長が国保年金課の国民年金係長として転出となっております。

次に、転入者についてご説明いたします。

まず、次長補佐兼調査広報係長としまして農政課から海野尚史がこちらに来ております。

事務局 海野です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、農政係長に横田朋典が国保年金課国保税係長からこちらに来てございます。

事務局 横田です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 最後に、内部異動でございますが、副参事兼次長補佐兼調査広報係長の岩間雅徳が次長に昇格となっております。

事務局 岩間でございます。皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 以上が人事異動に伴う職員の紹介でございます。

今年1年、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、開会よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本日は4月12日、普通ですともう桜は散っているわけなんですけど、つい先だっけの嵐にも負けず、本当に今年も県庁の通りの桜は満開であります。散っているのは大したことありません。そんなに散ってないと思います。そういう中での本日は第10回総会ということでございます。

私は、個人的に言えば、ソメイヨシノが一番あでやかできれいだと思うのですが、本当はヤマザクラが大好きなんです。いつも、市役所に来るとき、このシーズンは千波大橋から先のヤマザクラの並木がずっと1キロほど続いておったんですが、道路の拡幅工事に伴いまして全て木を切り倒して、今は1本もヤマザクラは残っていません。個人的に桜のシーズンに、桜川市の平沢地区にここ10年ほど毎年行っております。日本一のヤマザクラがそこに密集しているわけです。私も誰から聞いたのか分かりませんが、55万本のヤマザクラがあそこで生きているそうです。それを、野鳥がいつも桜の小さな実を食べていろいろまき散らして発生したと聞いております。でありますので、まだまだヤマザクラ開花、種類が多いだけにまだまだ咲いておりますので、ぜひ皆さんも見ただけいただければと思っております。

また、4年ぶりにいろいろ行事も復活しまして、多分この前も言っていたとおり我々農業委員、推進委員として研修視察ができるかと思っておりますので、その辺について、総会が終わってから事務局でどのようにしていけばいいのか若干の日程の調整があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第10回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

19番、雨谷委員、20番、深谷委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が15件，農地法第4条の審議案件が3件，農地法第5条の審議案件が26件でございます。

報告事項としまして，農地法第3条の3の届出が9件，農地法第4条の届出が7件，農地法第5条の届出が12件，農地改良協議が1件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして73件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見ができませんので，調査の上，代理発言を17番，関成一委員にお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項，第2項は関連がありますので，併せてご説明いたします。第1項，第2項ともに，契約内容は売買であります。受人は，自作地に隣接し耕作に便利のため，申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番、関です。

本項は、3番、笹沼委員も一部関連しておりますが、調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思えます。皆さんのご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたしますが、この案件は安藏委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員退席)

議 長 事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

一木委員 8番、一木です。5番、安藏委員の代理発言となります。

安藏委員からは、調査検討の結果、法令に照らし許可相当であるとの返事をいただいております。皆様の審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し自家消費するため譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

ただいま事務局説明がありましたように、面積が小さいのですが、自家菜園をつくるという申請になっております。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。

すので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

この件ですが、受人は新規就農でイチゴ栽培をするということでかなり気合が入った方です。調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項、第9項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項と第9項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第8項、第9項ともに、契約内容は交換であります。それぞれの受人は、以前から耕作してきたため、申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

第8項，第9項ともに調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番，飛田です。4番，市村委員の代理発言です。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当とのことです。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番，渡邊です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番，渡邊です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず，第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この件に関しまして，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2号でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。これも3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。また、議案発送時は農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりましたが、4月9日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は，議案書のとおり是正するため始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。また，議案発送時は農振農用地区域内であるため，除外手続をし，除外見込書は出ておりましたが，4月9日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地

に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や原野に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、常磐高速道路水戸北スマートインターチェンジ入口から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と思料されます。また、議案発送時は農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりましたが、4月9日付で農振除外がされました。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。
なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ておりま
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広が
りのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行
規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお，建築指導課に開発許可
の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。また、議案発送時は農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりましたが、4月9日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。また、議案発送時は農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりましたが、4月9日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため始末書を添えての申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。また、議案発送時は農振農用地区域内であるため、除外手続をし、除外見込書は出ておりましたが、4月9日付で農振除外がされました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番、渡邊です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件に関しましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に2名の委員に関係する案件があります。

まず初めに、安藏委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

（安藏久男委員退席）

事業担当課 農政課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案のご説明に入ります前に、定例の4月1日付で人事異動に伴いまして担当者の変更がございましたので、ご報告申し上げます。

まず、前任の木村が4月1日付の人事異動によりまして農産振興課へ異動となりました。これと入れ替わりという形になりますでしょうか、同じく農産振興課より齋藤弘幸が着任いたしまして、今後、農用地利用集積計画、促進計画等々を担当いたしますので、ご報告申し上げます。

事業担当課 農産振興課から農政課に参りました齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

事業担当課 それでは、議案のご説明に入りたいと思います。齋藤より説明いたします。

事業担当課 それでは、まず、説明に入る前に資料の確認をしていただきたいと思います。

す。

別紙1と別紙2，別紙3，議案第4号から第6号までの資料につきましてですが，右上に日付が記載されておりますが，13日になっております。こちらを12日と訂正お願いいたします。お詫び申し上げます。

それでは，お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

安藏委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画一覧の5ページ，33番の1筆でございます。こちらは田で，設定面積1,004平方メートル，設定期間は7年間，設定者1名，取得者1名でございます。利用権設定日は令和6年4月19日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

それでは，安藏委員に着席を求めます。

（安藏久男委員着席）

議 長 次に，外岡委員に係る案件がありますので，農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

（外岡健寿委員退席）

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは，外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画一覧の12ページ，94から96番，13ページの100，103番の5筆でございます。こちらは全て田で，設定面積5,907平方メートル，設定期間は10年間，設定者1名，取得者1名でございます。利用権設定日は令和6年4月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

（外岡健寿委員着席）

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書（案）の表紙の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自ご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が13万1,379平米、畑が4万3,087平米、設定者36名、取得者33名、利用権設定日は、令和6年4月19日または令和6年5月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2万2,603平米、畑が設定面積3,890平米、設定者2名、取得者8名でございます。なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年6月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積7万9,690平米、畑が設定面積8万5,072平米、設定者50名、取得者18名でございます。賃借権等の設定日は、令和6年6月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席いたします。

（事業担当課退席）

議 長 次に、議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案第7号について、事務局からご説明いたします。

資料別紙4をご覧ください。

議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について。

令和5年12月28日付で緑岡地区の荘司良一推進委員から辞任届が提出され、令和6年1月19日付でこれを受理いたしましたので、農業委員会等に関する法律第23条第1項の規定により辞任の同意を得るものでございます。

議案第7号の説明については以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら
お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 同意することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、同意することに決定
いたします。

議 長 ここで皆様にお諮りいたします。

ただいまの決定をもちまして、緑岡地区の推進委員に欠員が生じたので、農地
利用最適化推進委員の募集に係る追加議案を提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、今から資料を配付い
たします。

（資料配付）

それでは、追加議案 農地利用最適化推進委員の募集等についてを上程します。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 事務局からご説明いたします。

先ほどお配りした追加議案をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の募集等について。

先ほどの決議で辞任の同意を得まして、農地利用最適化推進委員に欠員が生じたこ
とから、新たに推進委員を委嘱するため、農業委員会等に関する法律第19条第1項の
規定により候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集を行う
ものでございます。

募集人数は1名、募集地区は緑岡地区でございます。

ページを返していただきまして、次ページからは募集の要項（案）でございます。

募集人員及び担当地区につきましては、先ほどご説明のとおりです。

2の募集期間については、令和6年5月1日から5月31日を予定しております。

3の応募書類については、①が個人が候補者を推薦する場合、②が法人または団体
が候補者を推薦する場合、③が自ら推進委員に応募する場合と、それぞれの応募の書
類がございます。

次に、4の推薦を受ける方及び募集に応募される方の資格については、記載のとおりでございます。

5の職務についても記載のとおりですのでお目通してください。

6の任用期間は、委嘱日は8月を予定しております。任期はそこから令和8年7月19日までとなります。

7の身分、8の報酬については、記載のとおりでございます。

9の推進委員の選考方法でございますが、本年7月に開催する水戸市農業委員会総会の中で選考を行います。参考に選考のスケジュールを記載しておりますので、お目通してください。

10のその他についても、同様でございます。

次ページ以降は応募の様式となりますので、こちらについてもお目通してください。

追加議案の説明については、以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、推進委員候補者の募集を行うことでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、募集を行うことに決定いたします。

次に、3月に開催した第9回総会において、酒門町の違反転用事案について調査会を設置し、調査を行いました。

調査会を代表いたしまして大圖会長代理から報告をお願いします。

大圖委員 水戸市酒門町の違反転用事案について、調査の報告をいたします。

令和6年3月22日、農業委員5名、事務局2名で現地確認及び聞き取り調査を実施いたしました。

相手方からは、フットサル場を利用するお客様に対し、6月末まで予定が埋まっているということで、すぐに営業をやめるといふわけにはいかない、そういう話がありました。しかし、農業委員会に相談をしながら是正してまいりますという回答を得ました。是正に向けて一歩前進したところではありますので、今後とも指導を継続していくことにしたいと思っております。

報告は以上です。

事務局 事務局からも、今のご報告を受けまして1点、補足をさせていただきたいと思っています。

調査会の報告内容につきましては、大圖代理からご報告があったとおりでございますが、調査会開催後に相手方から事務局に連絡がございまして、4月8日、今週の月曜日でございますが、相手方が来庁されまして、事務局長と私、次長で対応し話合いの場を持たせていただきました。

その中で、相手方からは、どのように手続を進めていけば是正できるのかといった今後の是正に向けて進めてまいりたいといった相談がありました。つきましては、今後も話合いを継続していきたいという、そういったお話がございましたので、今のご報告に補足させていただきます。現在はそのような状況で、話合いを進めているところでございます。

以上でございます。

議 長 ただいま調査会を代表して大圖会長代理、また事務局から報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、報告にありましたとおり、相手方からは是正に向けて、話を進めていきたいとの回答があったとのことですので、今後も指導を継続していくことで異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、今後も指導を継続していくことで決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 次に、その他として、議案書について事務局から説明をさせます。

事務局 総会の議案書に関してご説明がございます。

総会の議案書の1ページをご覧くださいと思います。

例としまして、第3条許可の第1項をご参照ください。

受人と渡人との名前が記載されておりまして、その右側に経営面積と家従人の記載がございます。農地法第3条の許可において、農地を耕作する方を審議しております。

そこで、土地を提供する側の渡人の耕作面積と家従人の情報だけを省略して、今後作成してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、今後は議案書をそのように作成することにいたします。

以上をもちまして、第10回総会を閉会といたします。

閉会 午前10時23分